省　令

○総務省令第四号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）並びに地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則及び地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年一月二十九日

総務大臣　山本　早苗

地方税法施行規則及び地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の二の十二及び第七条の二の十五中「平成二十一年七月一日」を「平成二十六年七月一日」に改める。

附則第三条の二の四及び第三条の二の五を次のように改める。

（福島県南相馬市等に係る従業者数の定義の特例）

第三条の二の四　福島県南相馬市、双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する法第七十二条の百十五第一項の規定の適用については、当分の間、事業所統計の最近に公表された結果による当該市町村の従業者数は、第七条の二の十五の規定にかかわらず、経済センサス基礎調査規則によつて調査した平成二十一年七月一日現在における当該市町村の従業者数に、平成二十六年六月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十一年六月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た従業者数（その従業者数が経済センサス基礎調査規則によつて調査した平成二十一年七月一日現在における当該市町村の従業者数を超えるときは、経済センサス基礎調査規則によつて調査した平成二十一年七月一日現在における当該市町村の従業者数とする。）とする。

第三条の二の五　削除

（地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則の一部改正）

第二条　地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則（平成二十年総務省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十一年七月一日」を「平成二十六年七月一日」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年二月一日から施行する。

○財務省令第二号

国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第九十七条の三第一項並びに国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三十五条の二第四項及び第八項の規定に基づき、国税通則法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年一月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

国税通則法施行規則の一部を改正する省令

国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条の次に次の一条を加える。

（電磁的記録に記録された事項の表示等）

第十二条の二　法第九十七条の三第一項（審理関係人による物件の閲覧等）の規定による閲覧に係る電磁的記録（法第三十四条の六第三項（納付受託者の帳簿保存等の義務）に規定する電磁的記録をいう。）に記録された事項の表示は、当該事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。

2　令第三十五条の二第四項（交付の求め等）に規定する財務省令で定める書面は、次に掲げる事項を記載した書面とする。

一　令第三十五条の二第一項第一号に規定する対象書類を複写し、又は同号に規定する対象電磁的記録に記録された事項を出力した用紙について法第九十七条の三第一項の規定による交付を求める枚数

二　令第三十五条の二第三項に規定する手数料の額

3　令第三十五条の二第八項に規定する財務省令で定める方法は、郵便切手又は国税庁長官が定めるこれに類する証票で納付する方法とする。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。